



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年8月30日金曜日 第2500号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (薬務衛生課) ... 653

## 告 示

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 656

指定医療機関の廃止の届出..... ( " ) ... 656

指定施術機関の廃止の届出..... ( " ) ... 656

介護機関(居宅介護事業者)の指定..... ( " ) ... 656

介護機関(介護予防事業者)の指定..... ( " ) ... 657

指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出..... ( " ) ... 657

指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出..... ( " ) ... 657

指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出..... ( " ) ... 658

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... (農地整備課) ... 658

肥料の登録(2件)..... (農産園芸課) ... 658

公有水面埋立免許の出願..... (港湾海岸課) ... 658

道路の区域変更(一般国道317号)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 659

道路の区域変更(県道大三島環状線)..... ( " ) ... 659

道路の区域変更(県道鈍川伊予大井停車場線)..... ( " ) ... 659

道路の区域変更(県道大三島環状線)..... ( " ) ... 660

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 660

道路の区域変更(県道桜井山路線)..... ( " ) ... 660

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 660

道路の供用開始(県道桜井山路線)..... ( " ) ... 661

道路の区域変更(県道蔭瀬下波線)..... (南予地方局管理課) ... 661

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 661

道路の供用開始(県道宇和島下波津島線)..... ( " ) ... 661

道路の供用開始(県道久万中山線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 662

落札者等の告示..... (警察本部会計課) ... 662

## 訓 令

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県動物愛護センター処務規程の一部を改正する訓令..... (薬務衛生課) ... 662

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(4件)..... (男女参画・県民協働課) ... 666

パソコンネットワーク学習システムの購入..... (会計課) ... 667

高電圧試験実習装置の購入..... ( " ) ... 668

IC免許証記載事項変更装置の借入れ..... (警察本部会計課) ... 669

チェックコード生成機の借入れ..... ( " ) ... 670

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第43号

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年8月30日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成13年愛媛県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( <u>第一種動物取扱業の登録証の亡失の届出</u> )</p> <p><b>第4条</b> 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）第2条第8項 _____ の規定による届出は、<u>第一種動物取扱業登録証亡失届出書</u>（様式第1号）を提出してするものとする。</p> <p>( <u>第一種動物取扱業の登録証の返納</u> )</p> <p><b>第5条</b> 省令第2条第9項 _____ の規定による返納は、登録証に<u>第一種動物取扱業登録証返納届</u>（様式第2号）を添えてするものとする。</p> <p>( <u>第一種動物取扱業者登録簿の閲覧</u> )</p> <p><b>第6条</b> 法第15条の規定により<u>第一種動物取扱業者登録簿</u>（以下「登録簿」という。）を閲覧に供するため、動物愛護センター内に<u>第一種動物取扱業者登録簿閲覧所</u>（以下「閲覧所」という。）を置く。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある第一種動物取扱業者登録簿閲覧申込書</u>（様式第3号）に必要な事項を記入し、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>5～7 省略</p> <p>( <u>動物取扱責任者研修</u> )</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>第一種動物取扱業者は、動物取扱責任者に第1項の動物取扱責任者研修に代えて他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることができる。</u></p> <p>( <u>特定動物の飼養又は保管の許可に係る許可証の亡失の届出</u> )</p> <p><b>第9条</b> 省令第15条第8項（<u>省令第18条第5項</u>において準用する場合を含む。）の規定による届出は、<u>特定動物飼養・保管許可証亡失届出書</u>（様式第6号）を提出してするものとする。</p> <p>( <u>特定動物の飼養又は保管の許可に係る許可証の返納</u> )</p> <p><b>第10条</b> 省令第15条第9項（<u>省令第18条第5項</u>において準用する場合を含む。）の規定による返納は、<u>特定動物飼養・保管許可証返納届</u>（様式第7号）を添えてするものとする。</p> <p>( <u>犬等の引取申出</u> )</p> <p><b>第12条</b> 法第35条第1項本文（<u>同条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による犬又は<u>猫</u>の引取りを求める者は、<u>犬（猫）引取申出書</u>（様式第9号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>( <u>書類の経由</u> )</p> <p><b>第19条</b> 法、省令、条例及びこの規則の規定により知事に提出し、又は知事が交付する書類（第6条第4項の規定による<u>第一種動物取扱業者登録簿閲覧申込書</u>、第7条第1項の規定による動物取扱責任者研修受講申込書、同条第2項の規定による動物取扱責任者研修修了証、第12条の規定による<u>犬（猫）引取申出書</u>、第15条の規定による動物の受領書及び第16条の規定による動物の譲受申込書を除く。）は、所轄保健所長を経由するものとする。</p> <p><b>様式第1号</b>（第4条関係） <u>第一種動物取扱業登録証亡失届出書</u>  <u>第一種動物取扱業登録証亡失届出書</u>                      省略</p>	<p>( <u>動物取扱業の登録証の亡失の届出</u> )</p> <p><b>第4条</b> 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）第2条第8項（<u>省令第4条第4項</u>において準用する場合を含む。）の規定による届出は、<u>動物取扱業登録証亡失届出書</u>（様式第1号）を提出してするものとする。</p> <p>( <u>動物取扱業の登録証の返納</u> )</p> <p><b>第5条</b> 省令第2条第9項（<u>省令第4条第4項</u>において準用する場合を含む。）の規定による返納は、登録証に<u>動物取扱業登録証返納届</u>（様式第2号）を添えてするものとする。</p> <p>( <u>動物取扱業者登録簿の閲覧</u> )</p> <p><b>第6条</b> 法第15条の規定により<u>動物取扱業者登録簿</u>（以下「登録簿」という。）を閲覧に供するため、動物愛護センター内に<u>動物取扱業者登録簿閲覧所</u>（以下「閲覧所」という。）を置く。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある動物取扱業者登録簿閲覧申込書</u>（様式第3号）に必要な事項を記入し、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>5～7 省略</p> <p>( <u>動物取扱責任者研修</u> )</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>動物取扱業者</u>は、動物取扱責任者に第1項の動物取扱責任者研修に代えて他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることができる。</p> <p>( <u>特定動物の飼養又は保管の許可に係る許可証の亡失の届出</u> )</p> <p><b>第9条</b> 省令第15条第8項（<u>省令第18条第4項</u>において準用する場合を含む。）の規定による届出は、<u>特定動物飼養・保管許可証亡失届出書</u>（様式第6号）を提出してするものとする。</p> <p>( <u>特定動物の飼養又は保管の許可に係る許可証の返納</u> )</p> <p><b>第10条</b> 省令第15条第9項（<u>省令第18条第4項</u>において準用する場合を含む。）の規定による返納は、<u>特定動物飼養・保管許可証返納届</u>（様式第7号）を添えてするものとする。</p> <p>( <u>犬等の引取申出</u> )</p> <p><b>第12条</b> 法第35条第1項（<u>同条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による犬又は<u>ねこ</u>の引取りを求める者は、<u>犬（ねこ）引取申出書</u>（様式第9号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>( <u>書類の経由</u> )</p> <p><b>第19条</b> 法律、省令、条例及びこの規則の規定により知事に提出し、又は知事が交付する書類（第6条第4項の規定による<u>動物取扱業者登録簿閲覧申込書</u>、第7条第1項の規定による動物取扱責任者研修受講申込書、同条第2項の規定による動物取扱責任者研修修了証、第12条の規定による<u>犬（ねこ）引取申出書</u>、第15条の規定による動物の受領書及び第16条の規定による動物の譲受申込書を除く。）は、所轄保健所長を経由するものとする。</p> <p><b>様式第1号</b>（第4条関係） <u>動物取扱業登録証亡失届出書</u>  <u>動物取扱業登録証亡失届出書</u>                      省略</p>

省略	
5 第一種動物取扱業の種別	省略
省略	

注 省略

様式第2号(第5条関係) 第一種動物取扱業登録証返納届

省略

第一種動物取扱業登録証返納届

省略

注 省略

様式第3号(第6条関係) 第一種動物取扱業者登録簿閲覧申込書

第一種動物取扱業者登録簿閲覧申込書	
省略	
第一種動物取扱業者の 名称又は氏名	

注 省略

様式第9号(第12条関係) 犬(猫)引取申出書

様式第9号(その1)(所有者用)

犬(猫)引取申出書	
省略	
省略	
愛媛県収入証紙貼付欄	
省略	

注 省略

様式第9号(その2)(拾得者その他の者用)

犬(猫)引取申出書	
省略	
省略	

注 省略

様式第10号(第15条関係) 動物の受領書

省略
(愛媛県収入証紙貼付欄)

注1~3 省略

4 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年愛媛県条例第12号)第10条第1項の規定により治療の措置を講じられた犬、猫等の動物の返還を受ける者は、愛媛県収入証紙貼付欄に愛媛県収入証紙を貼付すること。

5 省略

様式第13号(第18条関係) 動物愛護管理員の証

(表)

省略
(写真貼付欄)

省略

(裏)

省略
(動物愛護管理員)
第20条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第34条第1項の規定に基づき、法第24条第1項(法第24条の4において読み替え

省略

省略

省略

省略

省略	
5 動物取扱業の種別	省略
省略	

注 省略

様式第2号(第5条関係) 動物取扱業登録証返納届

省略

動物取扱業登録証返納届

省略

注 省略

様式第3号(第6条関係) 動物取扱業者登録簿閲覧申込書

動物取扱業者登録簿閲覧申込書	
省略	
動物取扱業者の 名称又は氏名	

注 省略

様式第9号(第12条関係) 犬(ねこ)引取申出書

様式第9号(その1)(所有者用)

犬(ねこ)引取申出書	
省略	
省略	
愛媛県収入証紙ちょう付欄	
省略	

注 省略

様式第9号(その2)(拾得者その他の者用)

犬(ねこ)引取申出書	
省略	
省略	

注 省略

様式第10号(第15条関係) 動物の受領書

省略
(愛媛県収入証紙ちょう付欄)

注1~3 省略

4 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年愛媛県条例第12号)第18条の2第1項の規定により治療の措置を講じられた犬、ねこ等の動物の返還を受ける者は、愛媛県収入証紙ちょう付欄に愛媛県収入証紙をちょう付すること。

5 省略

様式第13号(第18条関係) 動物愛護管理員の証

(表)

省略
(写真ちょう付欄)

省略

(裏)

省略
(動物愛護管理員)
第20条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第34条第1項の規定に基づき、法第24条第1項

省略

省略

省略

省略

て準用する場合を含む。)又は法第33条第1項の規定による立入検査、前条第1項の規定による立入調査等その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

第6章 罰則

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(1)・(2) 省略

省略

又は法第33条第1項の規定による立入検査、前条第1項の規定による立入調査等その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

第5章 罰則

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(1)～(2) 省略

省略

附 則

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。
2 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則様式第9号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第975号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成25年 8 月 30 日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 4 columns: 医療機関の名称, 開設者の氏名又は名称, 所在地, 指定年月日. Row 1: JAおちいまばり伯方歯科診療所, 越智今治農業協同組合, 今治市伯方町叶浦甲1666番地4, 平成25年8月1日

○愛媛県告示第976号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年 8 月 30 日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 4 columns: 医療機関の名称, 開設者の氏名又は名称, 所在地, 廃止年月日. Row 1: 新川薬局, 新川祐司, 大洲市大洲642, 平成25年7月31日

○愛媛県告示第977号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年 8 月 30 日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 4 columns: 施術機関の名称, 開設者の氏名又は名称, 所在地, 廃止年月日. Rows include 訪問マッサージ友愛東温, 野瀬紀明, 東温市則之内乙1243-3, 平成25年4月30日

○愛媛県告示第978号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成25年 8 月 30 日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 5 columns: 介護機関（居宅介護事業者）の名称, 主たる事務所の所在地, 居宅介護事業を行う事業所の名称, 所在地, 指定年月日. Rows include 愛ファーマシー株式会社, 宇和島市本町追手二丁目2番22号, 三島中央薬局, 四国中央市三島中央五丁目9-48, 平成25年5月1日

社会福祉法人愛寿会	松山市東方町甲813番地	あいじゅ新川デイサービスセンター	伊予市下吾川字北西原1781番地1	平成25年 7 月 4 日
合同会社ヒカルの里	宇和島市津島町田之浜1715番地の1	訪問介護事業所ヒカルの里	宇和島市津島町田之浜1715番地の1	平成25年 7 月16日
株式会社レフビック	松山市北井門町一丁目15番38号	ひめ薬局松神子店	新居浜市松神子四丁目 1 番13号	平成25年 7 月24日
社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	リハビリ専門デイサービス歩	西予市宇和町伊賀上50番地 1	平成25年 7 月24日

○愛媛県告示第979号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予 防 事 業 者 の 名 称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人社団栗整形外科病院	四国中央市中之庄町398番地1	短期入所生活介護くりのみ2	四国中央市中之庄町402番地1	平成25年 6 月11日
株式会社サン・ファミリア	四国中央市下柏町661番地 1	ケアスタジオサン・ファミリア	四国中央市妻鳥町1012 - 3	平成25年 6 月21日
社会福祉法人愛寿会	松山市東方町甲813番地	あいじゅ新川デイサービスセンター	伊予市下吾川字北西原1781番地1	平成25年 7 月 4 日
合同会社ヒカルの里	宇和島市津島町田之浜1715番地の1	訪問介護事業所ヒカルの里	宇和島市津島町田之浜1715番地の1	平成25年 7 月16日
株式会社レフビック	松山市北井門町一丁目15番38号	ひめ薬局松神子店	新居浜市松神子四丁目 1 番13号	平成25年 7 月24日
社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	リハビリ専門デイサービス歩	西予市宇和町伊賀上50番地 1	平成25年 7 月24日

○愛媛県告示第980号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主たる事務所の 所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃 止 年 月 日
		名 称	所 在 地	
新 川 祐 司	大洲市西大洲甲2648	新川薬局	大洲市大洲642	平成25年 7 月31日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目 4 番14号	アースサポート今治	今治市北日吉町一丁目17番 5 号	平成25年 8 月31日

○愛媛県告示第981号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人順風会	松山市天山二丁目3番30号	居宅介護支援事業所八倉	伊予郡砥部町重光275番地1	平成23年12月31日

○愛媛県告示第982号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
新川 祐 司	大洲市西大洲甲2648	新川薬局	大洲市大洲642	平成25年 7 月31日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4番14号	アースサポート今治	今治市北日吉町一丁目17番5号	平成25年 8 月31日

○愛媛県告示第983号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市小松町安井及び丹原町明穂地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ほ場整備事業・安井地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年 9 月 2 日から10月 1 日まで
- 3 縦覧場所  
西条市役所小松総合支所及び丹原総合支所

○愛媛県告示第984号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成25年 8 月22日	愛媛県第1279号	炭酸カルシウム肥料	ハート粒状苦土石灰1号	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社研農高知県高知市萩町1丁目9番48号

○愛媛県告示第985号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成25年 8 月22日	愛媛県第1280号	炭酸カルシウム肥料	くみあい粒状苦土炭酸石灰2号	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地

○愛媛県告示第986号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、東予地方局今治土木事務所及び今治市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成25年 8 月30日

波止浜港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
今治市  
今治市別宮町一丁目4番地1  
代表者 今治市長 菅 良二  
今治市大三島町宮浦5714番3
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 埋立区域
    - ア 位置  
今治市小浦町一丁目丁448番19から同448番27までの地先公有水面
    - イ 区域  
次の1点から8点までを順次直線で結んだ線並びに8点と1点を結ぶ平成23年の春分の満潮位（C・D・L・+3.93メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域  
基点（今治市小浦町二丁目戊20番8内の国土地理院「小浦」

三等三角点)は、北緯34度06分47.1397秒、東経132度58分34.0141秒の地点

1 点は、基点から真北258度21分00秒、372.10メートルの地点

2 点は、1 点から真北262度25分48秒、20.55メートルの地点

3 点は、2 点から真北352度25分48秒、8.43メートルの地点

4 点は、3 点から真北262度25分38秒、14.25メートルの地点

5 点は、4 点から真北352度25分34秒、32.28メートルの地点

6 点は、5 点から真北82度25分34秒、46.50メートルの地点

7 点は、6 点から真北352度25分26秒、23.98メートルの地点

8 点は、7 点から真北81度16分36秒、29.76メートルの地点

ウ 面積

2,037.53平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

今治市小浦町一丁目丁448番19から同448番26までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からH点までを順次直線で結んだ線及びH点とA

点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(今治市小浦町二丁目戊20番8内の国土地理院「小浦」三等三角点)は、北緯34度06分47.1397秒、東経132度58分34.0141秒の地点

A 点は、基点から真北251度29分54秒、297.59メートルの地点

B 点は、A 点から真北262度16分00秒、59.69メートルの地点

C 点は、B 点から真北261度15分42秒、173.89メートルの地点

D 点は、C 点から真北351度15分14秒、95.55メートルの地点

E 点は、D 点から真北81度13分24秒、262.07メートルの地点

F 点は、E 点から真北175度06分02秒、52.74メートルの地点

G 点は、F 点から真北190度45分33秒、9.79メートルの地点

H 点は、G 点から真北205度53分03秒、37.52メートルの地点

ウ 面積

24,330.15平方メートル

3 埋立地の用途

輸送機械器具製造業用地

4 出願年月日

平成25年 8 月21日

○愛媛県告示第987号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	317号	今治市玉川町龍岡上字寺尾窪甲239番4地先から 同町龍岡上字龍円寺甲157番4まで	旧	メートル 8.5~31.5	キロメートル 0.390	
			新	12.0~31.5	0.390	

○愛媛県告示第988号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	大三島環状線	今治市大三島町宗方3480番から 同町宗方1433番まで	旧	メートル 4.6~28.0	キロメートル 0.039	
			新	9.6~28.0	0.039	

○愛媛県告示第989号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町高野字町谷甲 2 番 4 から 同町中村字町谷甲104番 8 まで	旧	メートル 15.0~28.5	キロメートル 0.088	
			新	15.7~33.7	0.088	

○愛媛県告示第990号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大三島環状線	今治市上浦町盛3654番 2 から 同町盛3657番 2 まで	旧	メートル 6.8~ 9.6	キロメートル 0.099	
			新	11.4~12.6	0.099	

○愛媛県告示第991号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	今治市上浦町盛3654番 2 から 同町盛3657番 2 まで	平成25年 8 月30日

○愛媛県告示第992号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	桜井山路線	今治市馬越町四丁目甲43番 6 から 同町四丁目甲43番 9 地先まで	旧	メートル 12.0~12.0	キロメートル 0.028	
			新	12.0~21.0	0.028	

○愛媛県告示第993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広



道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	桜井山路線	今治市馬越町四丁目甲43番6から 同町四丁目甲43番9地先まで	平成25年 8 月30日

○愛媛県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	桜井山路線	今治市上徳甲673番27から 同市上徳乙105番9まで	平成25年 8 月30日
"	"	今治市上徳乙104番26から 同市上徳乙8番12地先まで	"

○愛媛県告示第995号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	蔦淵下波線	宇和島市下波2381番から 同市下波2386番まで	旧	メートル 5.25	キロメートル 0.040	
			新	5.25～8.75	0.040	

○愛媛県告示第996号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔦淵下波線	宇和島市下波2381番から 同市下波2386番まで	平成25年 8 月30日

○愛媛県告示第997号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘甲470番14から 同町北灘甲444番4地先まで	平成25年 8 月30日

○愛媛県告示第998号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1533番4 から 同町白杵1532番2 まで	平成25年 8 月30日

○愛媛県告示第999号

次のとおり落札者を決定した。  
平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
初動捜査支援システム一式の購入	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成25年 7 月11日	株式会社日立製作所四国支社 香川県高松市中央町5番31号	31,605,000円	一般競争入札	平成25年 5 月31日

訓 令

○愛媛県訓令第11号

保 健 福 祉 部  
地 方 局  
保 健 所  
動 物 愛 護 セ ン タ ー

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県動物愛護センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県動物愛護センター処務規程の一部を改正する訓令

（愛媛県保健所処務規程の一部改正）

第1条 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務の委任）</p> <p><b>第4条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、四国中央市の区域における次に掲げる事務は、西条保健所長に委任する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 別表生活衛生課の表12の部に掲げる動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務（<u>同部1の項第2号</u>）の野犬等の捕獲及び収容に限る。）</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>（所長の専決事項）</p> <p><b>第5条</b> 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方</p>	<p>（事務の委任）</p> <p><b>第4条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、四国中央市の区域における次に掲げる事務は、西条保健所長に委任する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 別表生活衛生課の表12の部に掲げる動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務（<u>同部2の項第3号の特定動物等の捕獲等及び第4号の野犬等の捕獲</u>及び収容に限る。）</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>（所長の専決事項）</p> <p><b>第5条</b> 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方</p>

局長の承認を受けなければならない。

(1)～(8) 省略

(9) 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項(同法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(10) 動物の愛護及び管理に関する法律第33条第1項の規定による特定動物飼養者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(11) 動物の愛護及び管理に関する法律第41条の2の規定による獣医師からの通報の受理に関すること。

(12) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年愛媛県条例第12号)第13条第2項の規定による飼養施設から逸走した特定動物等の捕獲等に関すること。

(13) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例第19条第1項の規定による動物の所有者等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(14) 省略

2 前項第12号の規定にかかわらず、四国中央市の区域における同号の事項は、西条保健所長が専決する。

別表(第4条、第6条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	課長	主幹
生活衛生課	1～11 省略				
	12 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の施行に関する事務	1 動物の飼養及び保管に関すること。			
		(1) 公示及び通知(野犬等)に係るものに限る。(愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年愛媛県条例第12号。以下この部において「条例」という。)第11条第1項、第14条)			
		(2) 省略			
		(3) 省略			
		(4) 省略			
		(5) 省略			
		(6) 省略			

局長の承認を受けなければならない。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

別表(第4条、第6条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	課長	主幹
生活衛生課	1～11 省略				
	12 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の施行に関する事務	1 動物取扱業に関すること。			
		(1) 報告の徴収及び立入検査(第24条第1項)			
		2 動物の飼養及び保管に関すること。			
		(1) 報告の徴収及び立入検査(第33条第1項)			
		(2) 公示及び通知(特定動物等に係るものを除く。)(愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年愛媛県条例第12号。以下この部において「条例」という。)第11条第1項、第14条)			
		(3) 特定動物等の捕獲等(条例第13条第2項)			
		(4) 省略			
		(5) 省略			
		(6) 省略			
(7) 省略					
(8) 省略					
(9) 報告の徴収及び立入検査(条例第19条第1項)					

13~17				
省略				

備考 省略

13~17				
省略				

備考 省略

(愛媛県動物愛護センター処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県動物愛護センター処務規程(平成14年愛媛県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務の委任)</p> <p><b>第3条</b> 所長に委任する事務(松山市の区域における第1号から第12号まで、第14号から第18号まで、第21号から第28号まで及び第32号から第37号まで(第32号から第35号までについては、特定動物に関する部分に限る。)に掲げる事務を含む。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第10条第1項の規定による<u>第一種動物取扱業</u>の登録(法第13条第1項の規定による更新の登録を含む。)をすること。</p> <p>(2) 法第14条第1項から第3項までの規定による<u>第一種動物取扱業</u>の変更の届出を受理すること。</p> <p>(3) 法第15条の規定による<u>第一種動物取扱業者登録簿</u>を閲覧に供すること。</p> <p>(4) 法第16条第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定による<u>第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の廃業等</u>の届出を受理すること。</p> <p>(5) 法第17条の規定による<u>第一種動物取扱業者</u>の登録を抹消すること。</p> <p>(6) 法第19条第1項の規定による<u>第一種動物取扱業者</u>の登録の取消し等をする事。</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 法第22条の6第2項の規定による犬猫等の個体に関する届出を受理すること。</p> <p>(9) 法第22条の6第3項の規定による犬猫等の検案書等の提出命令をすること。</p> <p>(10) 法第23条(同条第1項及び第3項の規定を法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による<u>第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者</u>に対する動物の管理の方法等の改善勧告及び措置命令をすること。</p> <p>(11) 法第24条の2の規定による<u>第二種動物取扱業</u>の届出を受理すること。</p> <p>(12) 法第24条の3の規定による<u>第二種動物取扱業</u>の変更の届出を受理すること。</p> <p>(13) 法第25条の規定による周辺の生活環境の保全等に係る必要な措置の勧告及び措置命令等をする事。</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p>	<p>(事務の委任)</p> <p><b>第3条</b> 所長に委任する事務(松山市の区域における第1号から第16号まで、第19号から第26号まで及び第30号から第37号まで(第30号から第34号まで及び第36号)については、特定動物に関する部分に限る。)に掲げる事務を含む。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第10条第1項の規定による<u>動物取扱業</u>の登録(法第13条第1項の規定による更新の登録を含む。)をすること。</p> <p>(2) 法第14条第1項及び第2項<u>      </u>の規定による<u>動物取扱業</u>の変更の届出を受理すること。</p> <p>(3) 法第15条の規定による<u>動物取扱業者登録簿</u>を閲覧に供すること。</p> <p>(4) 法第16条第1項<u>      </u>の規定による<u>動物取扱業</u>の廃業等の届出を受理すること。</p> <p>(5) 法第17条の規定による<u>動物取扱業者</u>の登録を抹消すること。</p> <p>(6) 法第19条第1項の規定による<u>動物取扱業者</u>の登録の取消し等をする事。</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 法第23条<u>      </u>の規定による<u>動物取扱業者</u>に対する動物の管理の方法等の改善勧告及び措置命令をすること。</p> <p>(9) 法第24条第1項の規定による<u>動物取扱業者</u>に対する報告の徴収及び立入検査をすること。</p> <p>(10) 法第25条の規定による周辺の生活環境の保全<u>      </u>に係る必要な措置の勧告及び措置命令等をする事。</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 法第33条第1項の規定による<u>特定動物飼養者</u>に対する報告の</p>

- (19) 省略
  - (20) 省略
  - (21) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）第2条第6項\_\_\_\_\_の規定による第一種動物取扱業者の登録証を再交付すること。
  - (22) 省令第2条第8項\_\_\_\_\_の規定による第一種動物取扱業者の登録証の亡失の届出を受理すること。
  - (23) 省令第2条第9項\_\_\_\_\_の規定による第一種動物取扱業者の登録証の返納を受理すること。
  - (24) 省略
  - (25) 省令第15条第6項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証を再交付すること。
  - (26) 省令第15条第8項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の亡失の届出を受理すること。
  - (27) 省令第15条第9項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の返納を受理すること。
  - (28) 省略
  - (29) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年愛媛県条例第12号。以下「条例」という。）第10条の規定による犬、猫等\_\_\_\_\_の動物の治療の措置及び処分をすること。
  - (30) 条例第11条の規定による犬、猫等\_\_\_\_\_の収容後等の公示及び処分をすること。
  - (31) 条例第12条の規定による犬、猫等\_\_\_\_\_の動物の譲渡をすること。
  - (32) 省略
  - (33) 省略
  - (34) 省略
  - (35) 省略
  - (36) 省略
  - (37) 省略
  - (38) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年愛媛県規則第21号）第12条の規定による犬又は猫\_\_\_\_\_の引取りの申出を受理すること。
  - (39) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条の規定による動物由来感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（動物に係るものに限る。）をすること。  
（専決事項）
- 第4条** 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。  
ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (1)～(9) 省略

- 徴収及び立入検査をすること。
  - (17) 省略
  - (18) 省略
  - (19) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）第2条第6項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による動物取扱業者\_\_\_\_\_の登録証を再交付すること。
  - (20) 省令第2条第8項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による動物取扱業者\_\_\_\_\_の登録証の亡失の届出を受理すること。
  - (21) 省令第2条第9項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による動物取扱業者\_\_\_\_\_の登録証の返納を受理すること。
  - (22) 省略
  - (23) 省令第15条第6項（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証を再交付すること。
  - (24) 省令第15条第8項（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の亡失の届出を受理すること。
  - (25) 省令第15条第9項（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の返納を受理すること。
  - (26) 省略
  - (27) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年愛媛県条例第12号。以下「条例」という。）第10条の規定による犬、ねこ等の動物の治療の措置及び処分をすること。
  - (28) 条例第11条の規定による犬、ねこ等の収容後等の公示及び処分をすること。
  - (29) 条例第12条の規定による犬、ねこ等の動物の譲渡をすること。
  - (30) 省略
  - (31) 条例第13条第2項の規定による飼養施設から逸走した特定動物等の捕獲等をすること。
  - (32) 省略
  - (33) 省略
  - (34) 省略
  - (35) 省略
  - (36) 条例第19条第1項の規定による動物の所有者等に対する報告の徴収及び立入検査をすること。
  - (37) 省略
  - (38) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年愛媛県規則第21号）第12条の規定による犬又はねこの引取りの申出を受理すること。
  - (39) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第15条の規定による動物由来感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（動物に係るものに限る。）をすること。  
（専決事項）
- 第4条** 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。  
ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (1)～(9) 省略

- (10) 法第24条第1項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に対する報告の徴収及び立入検査をすること。
- (11) 法第33条第1項の規定による特定動物飼養者に対する報告の徴収及び立入検査をすること。
- (12) 法第41条の2の規定による獣医師からの通報を受領すること。
- (13) 条例第13条第2項の規定による飼養施設から逸走した特定動物等の捕獲等をすること。
- (14) 条例第19条第1項の規定による動物の所有者等に対する報告の徴収及び立入検査をすること。
- (15) 省略

(10) 省略

**附 則**

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

**公 告**

**○公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 8月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 7月26日	特定非営利活動法人 風花	森 一 哉	松山市来住町1458番地 4	この法人は、高齢者及び障がい者が、地域住民とともに、住み慣れた地域で有する能力を活かし生きがいを持って暮らせる環境や場づくり等の支援活動を行う。また、保健・福祉・医療・社会教育・人権等様々な分野で活動している個人や団体とのネットワーク化を図ることにより、高齢者及び障がい者が安心して暮らせる環境及び地域社会の実現に寄与することを目的とする。

**○公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 8月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 8月 1日	特定非営利活動法人 被害者こころの支援センターえひめ	武 井 義 定	松山市井門町544 - 4	本会は、犯罪等の被害者及びその遺族（以下「被害者等」という。）に対して、犯罪被害等に関する相談及び被害者等に対する物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による支援に関する事業を行い、もって福祉の増進、地域の安全及び人権の擁護に寄与することを目的とする。

**○公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 8月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 8月 7日	特定非営利活動法人 いよ和塾	菊 野 齊 敏	松山市大手町一丁目 8 番地 8	この法人は、愛媛県内の一般の人々に対して、日本文化の良さを再認識し、実践し、それを伝承していく事業を行い、もって人間性向上に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 8月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 8月 7日	NPO法人 ほっとねっと	屋 宮 康 紀	松山市小坂2丁目2番20号	この法人は、障害のある人の社会参加の促進に関する実践活動を進めることで、広く市民の障害のある人への理解を推進し、障害のある人の福祉を向上、発展させることを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 8月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
パソコンネットワーク学習システムの購入
- (2) 購入物品名及び数量  
パソコンネットワーク学習システム 1式（5校分）  
（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）
- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書等による。
- (4) 納入期限  
平成25年11月29日（金）
- (5) 納入場所（詳細は入札説明書による）  
愛媛県立新居浜商業高等学校（新居浜市瀬戸町2-16）  
愛媛県立西条高等学校（西条市明屋敷234）  
愛媛県立今治北高等学校（今治市宮下町2-2-14）  
愛媛県立大洲高等学校（大洲市大洲737）  
愛媛県立宇和島東高等学校（宇和島市文京町1-1）
- (6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間

に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。  
(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話（089）912 2156
- (2) 入札書の受領期間  
電子入札による場合は、平成25年10月16日（水）の午前9時から同月17日（木）午前9時59分まで  
紙入札による場合は、平成25年10月17日（木）午前9時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成25年10月17日（木）午前10時00分  
愛媛県総務部会議室（入札室） 本館2階

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
提出期限：平成25年10月9日（水）午後5時00分
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 契約保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

## (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (8) その他

## ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

## 5 summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit , for the Prefectural High School computer rooms ( Local Area Network ) , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m . , 17 October 2013
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2156

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 8月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
高電圧試験実習装置の購入
- (2) 購入物品名及び数量  
高電圧試験実習装置 3式  
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書等による。
- (4) 納入期限  
平成26年 3月25日(火)
- (5) 納入場所  
愛媛県立東予高等学校(西条市周布650番地)  
愛媛県立今治工業高等学校(今治市河南町一丁目1番36号)  
愛媛県立吉田高等学校(宇和島市吉田町北小路甲10番地)
- (6) 入札方法  
ア 入札は、愛媛県電子入札システムによる電子入札により行うこと。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)(以下「運用基準」という。)8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費

税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 2156
- (2) 入札書の受領期間  
電子入札による場合は、平成25年10月15日(火)午前9時から同月16日(水)午前9時59分まで  
紙入札による場合は、平成25年10月16日(水)午前9時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成25年10月16日(水)午前10時00分  
愛媛県総務部会議室(入札室) 本館2階

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
提出期限:平成25年10月8日(火)午後5時00分
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 契約保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から



第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
High voltage experiment equipment , 3 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m . , 16 October 2013
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2156

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
I C 免許証記載事項変更装置の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
I C 免許証記載事項変更装置 1 式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成26年 1 月 1 日から平成30年12月31日まで
- (5) 借入場所  
四国中央警察署ほか
- (6) 入札方法  
入札金額は、1 月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規

定に該当しない者であること。

- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2  
電話 (089)934 0110 2232
  - (2) 入札書の受領期限  
平成25年10月10日（木）午後 1 時30分
  - (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
  - (4) 開札の日時及び場所  
平成25年10月10日（木）午後 1 時30分  
愛媛県警察本部 2 階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
  - (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ア 受領期限  
公告の日から平成25年10月 1 日（火）午後 5 時15分まで。
- (4) 入札の無効  
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
  - (5) 契約書作成の要否  
要
  - (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
  - (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Apparatus to change information of IC chip Driver 's license , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m . , 10 October , 2013
- (3) For further information , please contact: Supplies

Procurement Section , Finance Division , Administration  
Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2  
Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 8 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
チェックコード生成機の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
チェックコード生成機 1式 (ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式)
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成26年 1 月 1 日から平成30年12月31日まで
- (5) 借入場所  
愛媛県運転免許センター
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2  
電話 (089)934 0110 2232
- (2) 入札書の受領期限  
平成25年10月10日 (木) 午後 2 時00分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所  
平成25年10月10日 (木) 午後 2 時00分  
愛媛県警察本部 2 階 第一会議室

### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) 第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ア 受領期限  
公告の日から平成25年10月 1 日 (火) 午後 5 時15分まで。
- (4) 入札の無効  
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: A apparatus to form the check code , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 10 October, 2013
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110